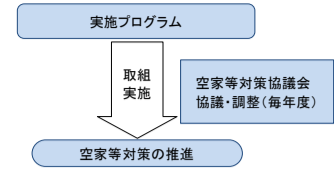


空家等対策計画に係る実施プログラム(案)

空家等対策計画における施策を効果的に推進するため、計画期間(令和8年度~17年度)の実施プログラムを作成し、計画の進行管理を行います。  
この実施プログラムは、取組の実施状況や社会情勢等を踏まえ、廿日市市空家等対策協議会と施策の評価等について、毎年度協議・調整等を行い、次年度の実施プログラムの策定を含め、適宜見直しを実施します。



施策の分類	施策の内容	取組種別	Aの場合、取組継続の理由 Bの場合、実効性の確認基準	施策の柱	実施プログラム(現行計画)												
					令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度	令和14(2032)年度	令和15(2033)年度	令和16(2034)年度	令和17(2035)年度			
ア 意識啓発	(7) 空家をめぐる問題、課題及び対策等について取りまとめた冊子を製作し、市民等に広く配布します。	B	空家相談窓口の利用者やイベント参加者に対してヒヤリングやアンケートを実施し、当該冊子によりどれだけ市民等に周知が図られたかを把握し判断します。	予防	終活冊子製作・配布												
				適正管理	空家対策冊子製作・配布												
				活用	空家対策冊子製作・配布												
	(4) 市の広報紙やホームページを活用し、住宅及び空家等に関する知識や情報を発信します。 例：リバースモーゲージ、長期優良住宅化リフォーム、民間による空家見守りや管理代行サービス、空き家バンク制度、特定空家等に対する措置等	B	同上	予防	情報発信(リバースモーゲージ、長期優良住宅化リフォーム)												
				適正管理	情報発信(廿日市市空家等対策協力事業者、特定空家等のニーズする措置等)												
				活用	情報発信(空き家バンク等)												
	(9) 出前トークを実施します。	A	住民等からの要望により実施するものであり、協働のまちづくりを進めるために必要な取組です。	予防	出前トーク実施												
				適正管理	出前トーク実施												
				活用	出前トーク実施												
イ 相談等体制の充実(庁内体制整備)	(7) 必要に応じ、住宅又は空家所有者等からの住宅又は空家の管理及び活用方法等に関する相談に対応するための相談会を開催します。	B	市の空家相談窓口等への相談ニーズを踏まえ、相談会開催の必要性を判断します。	予防	必要に応じ相談会の開催												
				適正管理	必要に応じ相談会の開催												
				活用	必要に応じ相談会の開催												
	(4) 支所等と連携し、市内各所で相談受付や対応できる体制を維持します。	A	相談者のニーズに適宜応じるために必要な取組です。	予防	まるごとサポートデスクにより、高齢者の相談受付対応												
				適正管理	各支所で受付した通報内容を本庁へ引継ぎ												
				活用	依伯や吉和支所で受付した空き家バンク登録申込を本庁へ引継ぎ												
	(9) 市ホームページ及び公式LINE等の周知や、AIによるお問い合わせ自動回答フォームを設ける等、DXを活用し、広く相談対応を行います。	A	同上	予防	お問合せフォームで相談受付												
				適正管理	LINEで通報を受付												
				活用	お問合せフォームで相談受付(空き家バンク)												
	(2) 福祉部局による高齢者宅への訪問事業等との連携により、今後空家になりうる住宅の所有者等を相談窓口の利用につなげます。	B	空家相談窓口の利用に至った経緯をヒヤリングし、当該事業からどれだけ空家相談窓口につながったかを把握し判断します。	予防	民生委員や包括支援センターによる高齢者訪問、75歳以上のフレイルへの訪問												
				適正管理													
				活用													
	(4) 必要に応じ、地域振興施策等の担当部局との連携体制を整備し、地域自治組織等を中心とした地域主体による空家等対策の取組を支援します。	B	これまで実施されてきた地域主体による空家等対策の取組がもたらす効果を把握し判断します。	予防	既存の地域主体の取組支援、必要に応じ他エリアへの展開												
				適正管理	既存の地域主体の取組支援、必要に応じ他エリアへの展開												
				活用	既存の地域主体の取組支援、必要に応じ他エリアへの展開												
	(5) 適切に管理されていない空家が、周辺に危険を及ぼすような場合には、関係部署と連携したうえで、応急処置による安全確保を検討します。	A	市民の安心・安全を速やかに確保するための取組です。	予防													
				適正管理	応急処置を実施												
				活用													
ウ 関係団体等の連携(外部団体との連携を指す)	(7) 関係団体から講師を招聘し、住宅又は空家の管理及び活用方法等に関する勉強会を開催します。	B	空家相談窓口の利用に至った経緯をヒヤリングし、勉強会をきっかけとして、どれだけ空家相談窓口につながったかを把握し判断します。	予防	セミナー開催(終活、片付け、相続)												
				適正管理	セミナー開催(管理不全空家等)												
				活用	セミナー開催(空き家バンク)												
	(4) 必要に応じ、地域自治組織等と連携し、知識を普及できる人材の育成を目的とした勉強会を開催します。	B	育成した人材を介して、空家等の適正管理の通報や空き家バンクの登録等に結びついた件数等を踏まえ判断します。	予防	必要に応じ人材育成の勉強会を実施												
				適正管理	必要に応じ人材育成の勉強会を実施												
				活用	必要に応じ人材育成の勉強会を実施												
				予防													
				適正管理													
				活用													
			予防														
			適正管理														
			活用														
			予防														
			適正管理														
			活用														
			予防														
			適正管理														
			活用														
			予防														
			適正管理														
			活用														
			予防														
			適正管理														
			活用														
			予防														
			適正管理														
			活用														

施策の分類	施策の内容	取組種別	Aの場合、取組継続の理由 Bの場合、実効性の確認基準	施策の柱	実施プログラム(現行計画)											
					令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度	令和14(2032)年度	令和15(2033)年度	令和16(2034)年度	令和17(2035)年度		
ウ 関係団体等の連携 つづき	(7) 必要に応じ、空家等対策を効果的及び効率的に推進するため、関係団体と連携し、先進的な取組を行います。 例：国の空き家対策モデル事業による民間団体との連携	B	市単独による取組よりも、効果的であることが明らかであるかどうかという視点で判断します。	予防	必要に応じ関係団体と連携した先進的な取組											
				適正管理	必要に応じ関係団体と連携した先進的な取組											
				活用	必要に応じ関係団体と連携した先進的な取組											
				特定空家												
エ 補助・支援等各種 制度の展開	(7) 空家等対策協力事業者情報提供制度を運用し、空家等対策に係る事業者情報を提供します。	A	空家所有者等のニーズに応じるために必要な取組です。	予防												
				適正管理	事業者情報の提供(空家管理)											
				活用	事業者情報の提供(売買、賃貸)											
				特定空家												
	(4) 必要に応じ、空家等管理活用支援法人を指定し、民間法人による、公的立場からの空家の適正管理や活用促進等を図ります。	B	他自治体の動向等を伺いながら、当該法人の指定により、空家等対策を推進できる見込みがあるかどうかを判断します。	予防												
				適正管理	必要に応じ法人を指定											
				活用	必要に応じ法人を指定											
				特定空家												
	(9) 空き家バンクを充実させるとともに利用を促進し、市民と市外居住者等の交流拡大及び定住促進による地域の活力維持と増進を図ります。	A	本市において、空家活用の軸となる取組です。	予防												
				適正管理												
				活用	空き家バンクの利用を促進するための制度運用の見直しを検討											
				特定空家												
	(2) 必要に応じ、空き家活用支援補助金等の空家の利活用を促進するための既存制度を強化するとともに、その他効果的な補助金事業を検討します。	B	補助金事業の利用履歴や利用者アンケートを分析し判断します。	予防												
				適正管理												
				活用	必要に応じ補助金事業の拡充・見直しを実施											
				特定空家												
	(4) 老朽化した危険な空家を除却するための補助金事業を実施します。	B	補助事業による実績と、補助事業を要さず除却された実績を比較し、事業の必要性を判断します。	予防												
				適正管理	老朽危険空き家除却支援補助金事業を実施											
				活用	老朽危険空き家除却支援補助金事業を実施											
				特定空家	老朽危険空き家除却支援補助金事業を実施											
	(3) 必要に応じ、空家等活用促進区域を指定し、指定エリアにおいて、重点的に空家等の活用を促進します。	B	他自治体の動向等を伺いながら、当該区域の指定により、空家等対策を推進できる見込みがあるかどうかを判断します。	予防												
				適正管理												
				活用	必要に応じ法人を指定											
				特定空家												
(4) 相続財産清算人制度等を活用し、所有者が存在又は行方不明の空家を解消します。	A	行政しか手を付けにくい空家等を対象にした取組です。	予防													
			適正管理	相続財産清算人等申立												
			活用	相続財産清算人等申立												
			特定空家	相続財産清算人等申立												
(9) 必要に応じ、空家等対策に寄与する他施策を展開します。 例：同居・近居の支援、住み替え支援、地域活動・交流拠点認定制度、中山間地域における体験・交流施設等としての活用の支援、都市計画の見直し、空家を予防するための耐震事業	B	著しく空家化が進行している、若しくは進行するおそれがあるエリアについて、その要因を研究した上で、必要な他施策の展開を判断します。	予防	必要に応じ他施策を展開												
			適正管理													
			活用	必要に応じ他施策を展開												
			特定空家													
オ データベースの整備	(7) 住民等から適切に管理されていないと通報を受けた空家について、データベースにより管理します。	A	業務の進捗管理や事業の見直しに活用するためです。	予防												
				適正管理	適正管理通報により把握した空家をデータベースで管理											
				活用												
				特定空家	認定した特定空家をデータベースで管理											
	(4) 空き家バンク制度や空き家活用支援補助金等により利活用が行われた空家をデータベースで管理します。	A	同上	予防												
				適正管理												
				活用	空き家バンク制度や空き家活用支援補助金等の利用があった空家をデータベースで管理											
				特定空家												

施策の分類	施策の内容	取組種別	Aの場合、取組継続の理由 Bの場合、実効性の確認基準	施策の柱	実施プログラム(現行計画)										
					令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度	令和14(2032)年度	令和15(2033)年度	令和16(2034)年度	令和17(2035)年度	
カ 是正促進	(7) 住民等から適切に管理されていない空家の通報を受けた際は、当該空家所有者等の特定に努め、空家所有者等に対して必要な情報提供や助言を行います。	A	同上	予防											
				適正管理	所有者特定、所有者等に情報提供や助言を実施										
				活用											
				特定空家											
	(4) 助言等により改善が行われない場合には、特定空家等又は管理不全空家等の判定調査を行い認定します。	A	同上	予防											
				適正管理	適宜判定調査を実施										
				活用											
				特定空家	適宜判定調査を実施										
	(5) 特定空家等又は管理不全空家等に対しては、適宜法に基づく勧告等を行い、改善を促します。	A	同上	予防											
				適正管理	適宜勧告等を実施										
				活用											
				特定空家	適宜勧告等を実施										
	(2) 命令や戒告にも従わず、かつ周辺に危険が及ぶような場合には、行政による代執行を実施します。	A	同上	予防											
				適正管理											
				活用											
				特定空家	代執行を実施										